

## 主 文

本件再審査請求を棄却する。

## 事実及び理由

### 第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めることにある。

### 第2 事案の概要

- 1 請求人は、平成〇年〇月〇日、A会社（以下「会社」という。）に発掘作業スタッフとして採用され、B所在の遺跡発掘現場において、遺跡発掘作業に従事していた。
- 2 請求人は、平成〇年〇月〇日、B内の遺跡発掘現場にて2メートル四方の遺跡発掘用のたて穴（以下「プレマス」という。）を掘っていたところ、急に気分が悪くなったとして、C病院に救急搬送され、「脳梗塞」（以下「本件疾病」という。）と診断された。
- 3 請求人は、本件疾病を発症したのは、業務上の事由によるものであるとして、監督署長に対し療養補償給付を請求したところ、監督署長は、本件疾病は業務上の事由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をした。
- 4 請求人は、本件処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却する旨の決定をした。
- 5 本件は、請求人が、更にこの決定を不服として、本件処分の取消しを求めて再審査請求に及んだ事案である。

### 第3 当事者の主張の要旨

- 1 請求人  
(略)

## 2 原処分庁

(略)

## 第4 争 点

請求人に発症した本件疾病が業務上の事由によるものであると認められるか。

## 第5 審査資料

(略)

## 第6 理 由

### 1 当審査会の事実認定

(略)

### 2 当審査会の判断

請求人が発症した本件疾病の業務起因性の判断に関しては、厚生労働省労働基準局長が「脳血管疾患及び虚血性心疾患等（負傷に起因するものを除く。）の認定基準について」（平成13年12月12日付け基発第1063号。以下「認定基準」という。）を作成しており、当審査会としても、その取扱いを妥当なものと考えことから、認定基準に基づいて検討すると、次のとおりである。

まず、請求人は、プレマス作業は劣悪な環境下で行われたと主張するので、当日の作業地域における気象状況をみると、D消防本部が測定した気象日報では、請求人が本件疾病を発症した時間の気温は、摂氏23.9度、相対湿度は88.0パーセントであったとされている。

請求人の作業現場がプレマス内であったことを斟酌すると、気温・湿度ともに多少高かった可能性は否定できないものであるも、認定基準の負荷要因中の「f作業環境」に示された「著しい高温環境下で業務に就労している状況が認められる場合には、過重性の評価に当たって配慮すること」との基準には該当しないものと判断することが相当である。

この点、本件疾病と業務との因果関係について、E医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書の中で、要旨「仕事に脳梗塞を起こした件についてはもともとのリスク因子（高血圧）に起因した動脈硬化性変化（頭部MR Aで左中大脳動脈領域の狭窄あり）に加えて、脱水などの血行力学的要因の関与も否定はできない。」と述べており、当日の気象条件が発症を促進させた可能性に言及しているものの「もともと高血圧にて加療されており今回の脳梗塞発症との関連性は否定できない。」とも述べている。

当審査会では、請求人が従事した業務の作業環境には一定の特性があり、また、本件疾病は必ずしも高血圧症状に伴って生じるものであるとは即断できないものであることから、本件疾病を発症した当日及びそれまでの請求人の勤務状況、作業内容及び作業環境等について精査した。そうすると、労働時間については、長期及び短期においても過重な労働に従事していたと言える実態にはなく、作業内容についても、特に心身に大きな負荷が掛かるものであったとは認められず、また、作業自体も適宜休憩を取りながら進められていたものと認められ、さらに、現場の作業環境については、請求人及びFが申述するとおり、給水や換気等に関して一定の配慮がなされていたものと判断しうる。請求人が本件疾病を発症した当日の気温は、上記のとおりであり、高温下にあったと言えるものではなく、湿度はやや高かった可能性はあるものの、脳梗塞の発症に湿度が影響するとは考え難く、さらに、請求人の発病は、午前10時の休憩直後であったことなどを総合すると、作業環境が請求人の本件疾病の発症について影響を与えたとは判断しえない。

以上の事実に鑑みると、請求人が従事していた業務が、本件疾病の発症について相当因果関係を持つとは判断し難く、当審査会としては、E医師の所見のとおり、請求人の既往である高血圧が動脈硬化性変化をもたらし、本件疾病を発症に至らしめた可能性が高いものと考えざるを得ない。

したがって、請求人に発症した本件疾病は業務上の理由によるものとは認められない。

なお、請求人のその余の主張を精査するも、上記判断を左右するものは見いだせなかった。

### 3 結 論

以上のとおりであるので、監督署長が請求人に対してした療養補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求は棄却する。

よって、主文のとおり裁決する。